

令和7年度答申第95号
令和8年3月30日

諮問番号 令和7年度諮問第148号（令和8年3月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練及び公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を同法2条で定める特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同法7条2項は、給付金の

支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) これを受けて、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）10条は、求職者支援法7条1項に規定する給付金は、職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当とすると規定する。
- (3) 求職者支援規則11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和7年8月25日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年10月24日までであった。

（就職支援計画書（再交付分）、本件訓練に係るチラシ）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和7年9月3日

野球観戦を理由として早退し、5限目を欠席した。

イ 同月5日

体調不良を理由として1日欠席した。

（就職支援計画書（再交付分）、職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年9月29日付け）、欠席等届（同月3日及び5日各欠席分）、相談記録（同月29日分））

- (3) 審査請求人は、令和7年9月29日付けで、処分庁に対し、本件訓練に

係る同年8月25日から同年9月24日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間という。」）について給付金の支給の申請をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年9月29日付け））

（4）審査請求人は、令和7年9月29日、処分庁から、上記（3）の申請は支給要件を満たさないのので、給付金は不支給となる旨説明を受けたため、当該申請を取り下げた。

（相談記録（令和7年9月29日分））

（5）審査請求人は、令和7年10月29日、処分庁に対し、支給要件を満たさないとの説明に納得がいかない旨述べ、改めて本件支給単位期間について、本件申請を行った。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年9月29日付け）、相談記録（同年10月29日分））

（6）処分庁は、令和7年10月29日付けで、本件申請に対し、「やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席し、全ての実施日に出席していなかったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

（7）審査請求人は、令和7年11月11日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書、封筒）

（8）審査庁は、令和8年3月4日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、C校（以下「本件訓練校」という。）の職員から、1時限を欠席すれば1日休みになり、授業は2割欠席したら卒業できないと聞いていたため、2割、すなわち8日以上欠席したら卒業できないと思っていた。本件訓練校から、通常、野球観戦は、やむを得ない理由での欠席に当たらないため、当該理由で早退すると給付金が不支給になると説明を受けたのは、野球観戦後である。

処分庁は、本件訓練校に対し、詳しい調査もせず、不支給だと言われ、勝手に本人都合で申請せずと「職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）」に書き込まれた。処分庁は、審査請求人が1時限欠席したことで本件不支給決定を行った。

本件不支給決定の問題は、本件訓練校の職員が1時間早退しても、給付に影響しないと回答して、審査請求人がそれを鵜呑みにしたことである。その時点で、完全に錯誤しており無効と考えるため、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援制度業務取扱要領」の改正について（令和7年9月9日付け職発0909第3号、開発0909第2号厚生労働省職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同年10月1日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）チにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）リ（イ）から（ニ）までに示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

- 2 本件支給単位期間のうち、審査請求人が本件訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和7年9月3日：野球観戦のため5時限目を欠席。（証明書無し）

同月5日：体調不良のため1日欠席。（証明書有り）

- 3 本件支給単位期間において、やむを得ない理由以外で求職者支援訓練等を欠席した日があることから、全ての訓練実施日に出席していないと判断する。
- 4 本件不支給決定に対して、審査請求人は、審査請求書において、「事の発端は、勘違い、錯誤」と主張し、反論書において、「C校の職員が1時間早退しても、給付に影響しないと回答」と主張しているが、処分庁から提出された物件の相談記録（令和7年11月6日の「補足情報」）にあるとおり、本件訓練校の学院長から審査請求人に対し、同年9月3日の早退は、通常はやむを得ない理由での欠席に当たらないため、早退すると給付金が不支給となる旨を説明している。

- 5 やむを得ない理由以外の理由で欠席（遅刻・欠課・早退）した場合（やむを得ない理由であって証明できない場合を含む。）、その支給単位期間に対する給付金が不支給になることは、「求職者支援制度利用者のしおり」にも記載されており、やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合や、やむを得ない理由であって証明できない場合に、給付金が不支給となることは審査請求人も事前に認識できたものである。また、審査請求人は、「就職支援計画の注意事項」及び「求職者支援訓練受講に当たっての注意事項」について、処分庁からの説明内容を理解・了承の上、「就職支援計画の注意事項」の各項目にチェック、署名をしていることから、審査請求人も当該取扱いを了知できているものである。
- 6 審査請求人は、審査請求書において、「勝手に本人都合で申請せずと書きこまれた。」と主張するが、処分庁から提出された物件の相談記録（令和7年9月29日の「相談状況」）にあるとおり、審査請求人本人より給付金支給申請の取下げがあったため、処分庁は、「職業訓練受講給付金支給申請書（令和7年9月29日付け）」を審査請求人に返却し、「職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）」に「本人希望で申請せず（正当な理由以外の欠席あり）」と記載したものであり、処分庁の対応に問題があるとは考えていない。
- 7 以上により、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件不支給決定の違法性又は不当性について
 - (1) 上記第1の2(3)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。
求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給

要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合にまで、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とすることは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

そして、厚生労働省が、求職者支援規則11条1項5号ただし書の「やむを得ない理由」につき、合理性があると認められる求職者支援要領（10042（2）チ）において、「（イ）当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」等のほか、「（ヲ）上記（イ）～（ル）に準ずるものであって、社会通念上やむを得ないと認められる理由」を掲げていることに鑑みると、求職者支援要領に記載された具体的な理由は例示列举であり、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、社会通念に照らし、列举された理由と同程度に、出席を求めることが酷と考えられる理由か否かによって判断するのが相当である。

（2）本件支給単位期間における訓練実施日数は20日であるところ、審査請求人は、令和7年9月3日の5限目及び同月5日の1日を欠席している。

ア 令和7年9月3日の5限目の欠席については、欠席等届（令和7年9月3日分）において、具体的理由として「野球観戦の為」と記載されているところ、かかる理由は、社会通念に照らし、到底「やむを得ない理由」とは認められない。

イ 一方、上記第1の3（2）イのとおり、令和7年9月5日の欠席は、体調不良によるものであるところ、当該理由は、求職者支援要領において、やむを得ない理由として例示され（求職者支援要領10042（2）チ（イ））、それを証明する書類（診療費請求書兼領収書）も提出されている。したがって、当該欠席は、やむを得ない理由によるものと認められる。

ウ 上記アのとおり、令和7年9月3日の5限目の欠席は、やむを得ない理由による欠席ではなく、審査請求人は、本件支給単位期間における本件訓練の全ての実施日に本件訓練を受講したとはいえない。

エ したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていない。

(3) 審査請求人は、令和7年9月3日の5限目の欠席（早退）について、本件訓練校の職員から、1時間早退しても給付金の支給に影響しないという誤った説明を受け、これにより錯誤に陥ったことによるものであるから、審査請求人に責められるべき事情はなく、本件不支給決定は取り消されるべきであると主張するようである。しかしながら、審査請求人は、本件訓練受講に際し、処分庁から「求職者支援制度利用者のしおり」の手交を受け、当該しおりには、やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合（やむを得ない理由による欠席であることの証明書類の提出がない場合を含む。）に給付金が不支給となることや、やむを得ない理由が認められる場合の例、やむを得ない理由に該当するかは事前に職業訓練窓口に相談することを促す旨の記載があることから、給付金の支給要件について、正しい説明を受けている。さらに、本件訓練校の職員が誤った説明をしたと認めるに足りる証拠も見当たらない。

以上より、審査請求人の主張は採用できない。

3 付言

本件不支給決定の通知書における理由付記について、本件支給単位期間においては、やむを得ない理由による欠席（令和7年9月5日）とやむを得ない理由以外の欠席（同月3日）があるのであるから、いずれの日の欠席がやむを得ない理由以外の欠席であったかを根拠法条とともに示すべきである。理由の記載方法として改善が求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	

委 員 羽 田 淳 一